

くらしの鍵情報

時とき 所ところ 対対象 定定員 内内容 ¥料金 持持ち物 他その他 申申込 問問合せ
 HP…ホームページ FAX…ファクス 電…電子メール 〆…「つばめ元気がやきポイント事業」5ポイントメニュー
 ※料金、申込の記載がないものは「無料」「申込不要」

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベントや講座などを中止・延期・変更する場合があります。
- 感染防止のため「新しい生活様式」の実践にご協力をお願いします。

燕市産業史料館企画展

新潟のデザイン会社「フレームのデザイン展」

新潟市で活躍するデザイン会社「フレーム」が手がけたロゴやデザインのほか、燕に関連するデザインを紹介し

時 4月2日(金)～5月16日(日)
 午前9時～午後4時30分
 ※連休期間中も開館しています。

休館日 月曜日(5月3日(祝)は開館)、
 5月6日(休)

所 燕市産業史料館 企画展示室

料 一般 400円、小・中学生・高校生 100円
 ※土・日曜日・祝日は市内の小中学生と付き添いの保護者1人無料

問 燕市産業史料館 ☎ 0256・63・7666



燕応援フェニックスクーポン 第3弾に参加する事業者を募集

新型コロナウイルス感染症緊急対策「フェニックス11+」として燕応援フェニックスクーポン券(第3弾)を発行するにあたり、取扱事業者を募集します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

応募要件 市内で営業する小売店、飲食店など
 期 7月30日(金)までに応募書類を提出。書類は市ホームページからダウンロードできます。
 ※4月9日(金)までに応募された店舗などは、「広報つばめ5月号」に掲載します。

クーポン券の使用期間

「広報つばめ5月号」配布日～8月31日(火)
 ※令和2年度に登録済の店舗の人には、あらかじめご案内しています。案内が来ていない場合は、お問い合わせください。

問 商工振興課 産業支援係 ☎ 0256・77・8231

国上山エコトレッキング ツアー①
 ■花めぐり・お手軽コース
 時 4月25日(日) 午前9時～
 午後1時 / 雨分水ビジ
 ターサービスセンター集合
 ※予約不要。現地集合ください。
 定員 各回30人 ¥500
 円 ■ガイド 里山花とみど
 りの会 問 燕市観光協会 ☎
 0256・64・7630



スポーツ推進審議会 委員を募集
 市が行う各種スポーツ施策や計画の策定・実施について審議します。
 ①市内在住・在勤の20歳以上で、スポーツに関心のある人
 ②年4回程度、平日の日中の会議(1回2時間程度)に出席できる人
 ③2人程度
 ■任期 委嘱の日から令和4年3月31日(木)
 ■委員 報酬 審議会一回につき50



00円 ■選考方法 書類選考
 期 4月16日(金)までに応募用紙を社会教育課 スポーツ推進室に郵送、ファクス、電子メールにて提出。応募用紙は社会教育課(市役所3階14番窓口)、体育センター、吉田総合体育館、分水総合体育館に用意してあるほか、市ホームページからダウンロードできます。問 社会教育課 スポーツ推進室 ☎ 0256・77・8368 / FAX 0256・77・8188 / 郵送 〒959-0295 燕市吉田西太田1934 / edu.sports@city.tsubame.lg.jp

男女共同参画講座 実行委員を募集
 男女共同参画について学びながら、一緒に企画・運営しましょう。
 ①市内在住または在勤で18歳以上の人 定員 3人
 期 1年 ※最長3年まで
 他 実行委員会の開催は平日夜を予定/応募多数の場合は、初めての人や経験年数の浅い人を優先 期 4月19日(月)までに電話か電子メールにて 問 地域振興課 協働推進係 ☎ 0256・77・8361 / chiki@city.tsubame.lg.jp

障がいのある人を対象とした各種手当制度のご案内

いずれも制度の利用には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

制度名	対象	手当額
①在宅重度心身障がい児者等介護手当	65歳未満の在宅重度心身障がい児者などの常時介護を要する人と同居し、月20日以上介護している人(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級所持者および特定疾患者) ※審査あり ※介護保険サービスを利用している場合は対象外	●通所・通学…月額1万円 ●常時在宅…月額2万円
②特別障害者手当	日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者で、おおむね次の障がい重複する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳の1級・2級 ●知能指数おおむね20以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がい程度は目安です。審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。 ※施設などへ入所している場合は対象外	月額2万7,350円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
③障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児で、おおむね次の障がいを有する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳の1級・2級 ●知能指数おおむね20以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がい程度は目安です。審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。 ※施設などへ入所している場合は対象外	月額1万4,880円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
④特別児童扶養手当	20歳未満の重度・中度の心身障がい児を監護している父母または養育している人 【1級障がい】 ●身体障害者手帳1・2級の一部、下肢3級の一部 ●療育手帳A ●上記と同程度以上の状態にある人(精神障がいなど) 【2級障がい】 ●身体障害者手帳3・4級の一部 ●療育手帳Bの一部 ●上記と同程度以上の状態にある人(精神障がいなど) ※施設などへ入所している場合は対象外	●1級…月額5万2,500円 ●2級…月額3万4,970円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
⑤在宅重度重複障害介護見舞金	次の全てを満たす人の保護者 (1)療育手帳Aの交付を受けている人 (2)身体障害者手帳の交付を受けている人で、次の障がい区分の2つ以上に当てはまる人。 ●視覚障害1級・2級 ●聴覚障害2級 ●肢体不自由1級・2級 ●内部障害1級 ※施設などへ入所している場合は対象外(入院は支給対象)	月額2万円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり

問 ①～④ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256・77・8172
 ⑤ 三条地域振興局 地域福祉課 ☎ 0256・36・2232